

## まちづくり委員会行政視察概要

1 視察月日 令和6年5月15日（水）～5月16日（木）

2 視察先及び視察事項

・仙台市

日時 5月15日（水）

視察事項 （1）第40回全国都市緑化仙台フェア（未来の杜せんだい2023）  
の検証について  
（2）せんだい都市交通プランについて

・山形市

日時 5月16日（木）

視察事項 （3）居心地が良く歩きたくなるまちなかづくりについて

3 視察委員

（委員長）矢沢孝雄（副委員長）嶋田和明（委員）石田康博、青木功雄、  
木庭理香子、井土清貴、かわの忠正、枝川舞、井口真美、岩田英高、吉沢章子、  
三浦恵美

4 視察概要

（1）第40回全国都市緑化仙台フェア（未来の杜せんだい2023）の検証について

説明者：仙台市建設局百年の杜推進部百年の杜推進課 主幹（兼）緑化推進係長  
仙台市建設局百年の杜推進部百年の杜推進課 緑化推進係主査  
仙台市建設局百年の杜推進部百年の杜推進課 緑化推進係主査

ア 事業の目的・概要

本事業の愛称は「未来の杜せんだい2023～Feel green!～」で、開催期間は令和5年4月26日～6月18日の計54日間である。事業費は約16億円となっている。メイン会場（青葉山公園追廻地区、西公園南側地区、広瀬川地区）のほか、まちなかエリア会場（仙台駅ペDESTリアンデッキ等）、東部エリア会場（せんだい農業園芸センターみどりの杜等）、連携会場（東北大学学術資源研究センター等）といった様々な会場を設定した。開場時間は午前9時30分～午後5時（一部日程においてオープン時間を変更）である。入場料は無料（一部有料のプログラムやコンテンツを実施）である。本事業では、「杜の都から始まる未来、みどりを舞台に人が輝く」をテーマとし、市民が主役となるフェアを実現し、「杜の都」の未来へとつながるレガシーを残すことが目的とされた。

## イ 事業の効果・検証

本事業のフェア期間中における来場者数は、目標値の100万人を超える約115万人（メイン会場約61万人、まちなかエリア会場約29万人、東部エリア会場約25万人）であった。経済波及効果は、125.2億円（うち直接効果83.3億円、間接効果41.9億円）である。

本事業では学生から高齢者まで、幅広い年代の市民が会場ボランティアとしてフェアに参加した。市では、会場サービス、植物管理及びボランティアセンター運営など、参加者同士が交流できる活動の場を提供した。フェア期間中の市民協働活動として、テーマ庭園「杜のリビングガーデン」を実施した。市民団体が庭園の企画から参加し、フェア期間中には500人に上る市民が庭園の維持管理及び来場者への説明を行った。フェア終了後のレガシーとなる市民協働活動として会場で使用した花苗の一部を閉幕後も引き続き市民の手により育ててもらうため、花苗譲渡会を実施し、市民、花緑団体、学校及び市民利用施設等へ譲渡した。

本事業では、多様な主体との連携を促す仕組みを設け、取組を推進した。まちなかエリアイベント開催支援制度では、フェア会期中のまちなかの賑わい創出を目的として、公園や街路で開催されるイベントの必要経費を補助し、公募により選定された7団体が花やみどりを取り入れたイベントを開催した。

また、次世代への継承を目的とし、幼児、小学生、高校生及び大学生等を対象とした取組を実施している。幼児及び小学生は花植え、花壇づくり等の取組に参加し、高校生及び大学生は学校単位で庭園や花壇を出展した。

市民が主役となり、新たな担い手づくりにもつながることを前提に、幼児から高齢者までの幅広い年代が参加でき、メイン会場以外にも様々な場所で実施できるメニューを展開した。また、フェアを契機として新たなネットワークを構築し、緑化活動の拡充及び活性化を目指した。

## ウ レガシー事業の展開・今後の展望等

本事業では、フェアを一過性のイベントとせず、市民及び企業などの多様な主体と培った協働事業の成果をレガシーとして、今後の緑化行政に繋げていくことが必要と考えている。市民協働及び官民連携を継続するための仕組みづくりとして、次の3点の取組を試みている。1点目として、市民協働で整備した花壇の一部を市民活動の場として継続して整備する取組である。2点目として、新たなみどりの担い手の育成を目的とした研修会の開催である。3点目として、市民や企業等の緑化活動をさらに促進するための新たなコミュニティの形成に向けた、協働ネットワークの構築である。

### ※主な質疑内容等

（委員）ボランティアの年齢の内訳について

(説明者) 申込人数 531名の年齢別の内訳は下表のとおりである。

(うち活動人数は506名、25名は不参加)

10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	合計
95名	70名	21名	32名	74名	136名	91名	12名	531名
18%	13%	4%	6%	14%	26%	17%	2%	100%

申込者の最高年齢(2023年4月1日時点)は86歳である。

**(委員) ボランティア募集の周知方法について**

(説明者) 募集チラシを作成し、仙台市役所本庁舎、各区役所、市民活動サポートセンター及びボランティアセンターなどへ配架したほか、県内の高校、専門学校及び大学等に送付した。市政だよりや地元紙でもボランティア募集の記事を掲載した。

**(委員) 花苗譲渡会の受付方法について**

(説明者) フェア会期中、6月7日からフェア会場内(青葉山公園追廻地区の案内所)にて参加を受け付けたほか、会場づくりに関わった学校等の団体へ募集した。

**(委員) フェア後の花壇づくりに関する予算について**

(説明者) フェアの実行委員会に関する経費とは別で予算を計上している。

**(委員) 事業費16億円の内訳について**

(説明者) 事業費の内訳は下表のとおりである。

●第40回全国都市緑化仙台フェア実行委員会 事業費内訳		
(単位:円)		
費目	事業費(決算額)	備考
総務費	8,108,713	実行委員会運営費、光熱水費等
計画策定費	100,037,330	実施計画、実施設計策定費
会場建設費	364,757,120	会場整備費、花壇整備費、施設・サイン費等
植物調達・監理費	409,265,248	会場内の植物の生産調達・植込
観客誘致・広報宣伝費	125,800,869	フェア開催広報・宣伝
行催事費	172,672,127	開会式・閉会式、各種イベント、屋内展示等
出展費	44,441,080	屋外庭園・花壇出展
関連会場費	53,413,791	まちなかエリア・東部エリア会場関連
会場運営費	292,591,200	会場警備・ボランティア、交通対策
協働推進費	58,164,198	市民協働関連
合計	1,629,251,676	

**(委員) マスコットキャラクター「フォレッピー」の立案及び選定について**

(説明者) キャラクターデザインの企画立案については外部業者へ委託している。デザインの選定にあたり、市ホームページにて3候補の案からデザイン投票(令和4年6月28日~7月31日)を実施した。

**(委員) プロジェクト全体のビジョン及び全体の考え方の策定に関するコンサルタ  
ントの活用及び費用について**

(説明者) フェアの基本方針や会場構成等を定めた基本構想及び基本計画の策定については、次の業務委託を発注し策定している。

①全国都市緑化仙台フェア基本構想策定に係る支援業務委託

受託者： 公益財団法人都市緑化機構

委託額： 1, 239, 700円

②全国都市緑化仙台フェア基本構想検討資料作成業務委託

受託者： 環研・ライフ計画事務所共同企業体

委託額： 3, 586, 000円

③全国都市緑化仙台フェア基本計画および検討資料作成業務委託

受託者： 環研・ライフ計画事務所共同企業体

委託額： 5, 703, 500円

④全国都市緑化仙台フェア基本計画および検討資料作成業務委託2

受託者： 環研・ライフ計画事務所共同企業体

委託額： 9, 011, 200円

(委員) 緑化フェアに関する所管部署の創設時期及び職員数について

(説明者) 緑化フェアに関する所管部署は令和2年4月に百年の杜推進課で創設された。フェア開催に向けて体制を強化し、令和5年4月時点の職員数は28名であった。

(委員) フェア後におけるフェアレガシー事業の継続について

(説明者) 百年の杜推進課でフェアレガシー事業を継続予定である。

(委員) 市民活動団体の高齢化について

(説明者) 参加者の高齢化により解散した団体もあり、他都市と同様、市民活動団体の高齢化は課題であると認識している。

(委員) フェア会場への交通アクセスについて

(説明者) フェア会場には、仙台市営地下鉄及び路線バスで乗り入れることができ、フェア期間中は乗り放題等の一日乗車券を販売していた。

(委員) フェア成功の理由について

(説明者) 子どもたちを始め、多くの市民が会場づくりからフェアに関わってきたことが成功の理由であると考えている。

(委員) フェア後における企業の協賛について

(説明者) 従来よりスポンサー花壇制度を実施していたが、新たな協賛の拡大を検討しており、フェアをきっかけとして接点を持った企業へ募集を試みている。

(委員) フェア実施時の留意点について

(説明者) 市民がみどりの素晴らしさを自分事として感じられるような仕組みづくりが重要である。また、フェアを一過性のものとして終わらせるのではなく、常にみどりに興味を持つ人材を育成していくことが必要である。

(委員) フェア会場のアスレチックについて

(説明者) フェアを企画する段階で、花だけでは来客を見込むことが困難との意見があり、みどりに関するアトラクションとして会場内にアスレチックを設置した。

(委員) おもてなしアートプランターに関する市内小学校への募集経緯について

(説明者) 仙台市立各小学校 118 校、仙台市立特別支援学校 1 校、市内の私立小学校や大学附属小学校、市内にある宮城県立の各支援学校等、計 132 校に募集し、仙台市立小学校 16 校から参加希望があった。



(2) せんだい都市交通プランについて

説明者：仙台市都市整備局総合交通政策部交通政策課 計画係長

仙台市都市整備局総合交通政策部交通政策課 計画係主査

## ア 事業の目的・概要

仙台市では昭和40年代以降、市街地の外延的拡大に伴い、自動車利用が増大した。そこで、平成11年7月にアクセス30分構想推進計画を策定し、自動車交通依存による拡大型から、軌道系交通機関を基軸とした集約型の市街地形成へ転換した。その後、バスの定時性の欠如、交通結節機能の未整備といった公共交通の課題に対応するため、実効性のあるプランが必要となり、平成22年11月にせんだい都市交通プランが策定された。前プラン策定後、社会情勢の変化や、地下鉄東西線開業後の交通行動の変化、少子高齢化の進展等に伴う市民ニーズの変化などに対応するため、交通政策の指針となる新たなプランを策定した。上位計画である「仙台市総合計画」を踏まえ、都市計画マスタープランやその他関連計画と連携し、計画区間を令和3年度から令和12年度までの10年間と設定している。本事業では、「東北を牽引する新たな杜の都を支える、質の高い公共交通を中心とした交通体系の実現」を将来目標として設定している。マイカーを持たない若者から、ベビーカー利用者、また免許を持たない高齢者まで、幅広い世代

の市民が快適に移動できる交通環境の実現を目指している。交通政策の方針として、過度に自家用車に依存しない質の高い公共交通を中心とした交通体系の実現に取り組むほか、賑わい創出に向けた都心交通環境の再構築に向け施策を実施した。

#### イ 事業の進捗状況・効果

せんだい都市交通プランの実施施策として、下記の通り取組が進んでいる。

バス幹線区間を設定し、設定区間における利便性向上策を実施する事業では、令和4年度にバス幹線区間及びバス準幹線区間の複数事業者が運行する区間（八木山ライン）において、平日オフピークのダイヤ調整による利便性向上策を「仙台市地域公共交通利便増進実施計画」に位置付け、令和5年4月より運行を開始した。

運賃施策による公共交通利用の促進に向けた事業では、全国都市緑化仙台フェア期間限定で、市バスの特定区間及び地下鉄南北線、東西線を利用できる一日乗車券「緑化フェア周遊パス」を仙台MaaSにて販売するなど、各種一日乗車券の企画・販売を行っている。

地域交通による地域が主体となった移動手段の確保・充実に向けた事業では、地域主体で地域交通の運行を行っている仙台市内5地区について、専門家派遣や必要経費に対する技術的・財政的な支援を実施している。

駅やバス・地下鉄車両等のバリアフリー化事業では、地下鉄南北線新型車両にて、車両とホームの段差の解消、各車両での車椅子スペース設置等のバリアフリー化を実施できるよう車両設計を行い、令和5年9月に1編成目が搬入された。

賑わいや回遊性向上に資する道路空間の創出に向けた事業では、令和3年度から4年度にかけて、青葉通や仙台駅東地区で沿道利活用に関する社会実験を実施した。

旅行者が移動しやすい環境の整備に向けた事業では、令和5年度に、東部海浜エリアのループバス運行実証事業として、海浜エリアの復興や海の魅力を体感できるループバス「せんだい海手線ループバス」を運行した。

#### ウ 今後の予定・課題等

せんだい都市交通プラン策定後、都市交通を取り巻く状況が大きく変化している。まず、アフターコロナ及び2024年問題など、更なる社会情勢の変化が見られる。また、電動キックボードの法改正及びライドシェア参入などにより、新たな課題への対応が必要である。これらの課題について関係者間で共有し、プラン計画期間の中間年にあたる令和7年度に、必要に応じて計画の中間見直しを実施する予定である。

※主な質疑内容等

**(委員)** 仙台市交通政策推進協議会における市民代表の選任について

(説明者) 連合町内会及び市内PTA団体の推薦により選任されている。

**(委員)** 居心地が良く歩きたくなる歩行者空間創出の目的について

(説明者) 全世代へ向けて都心部の賑わいの創出及び回遊性向上を目的としている。

**(委員)** 地域主体の地域交通の運行事業者について

(説明者) 地域のタクシー事業者で請け負っている。運行経費の一部を補助金として運行事業者へ交付している。

**(委員)** バス幹線区間のダイヤ調整の実施状況及び効果について

(説明者) 仙台市交通政策推進協議会で協議の上、平日オフピーク時にダイヤ調整を実施しており、今後他の時間帯でも実施予定である。高齢者のバス利用率が下がっており、対策として、ダイヤ調整による待ち時間の短縮及びダイヤ設定のパターン化を図った。ダイヤ調整後、バス利用者は増加している。

**(委員)** 市バス事業の利用率について

(説明者) 各世代の利用者が乗車しているものの、年々利用率が下がっており、課題である。

**(委員)** みんなで育てる地域交通乗り乗り事業における「運行経費の一部補助」の予算額について

(説明者) 令和6年度の「運行経費の一部補助」における予算額は70,533千円となっている。

**(委員)** 新川地区における運行事業者の事業継続性について

(説明者) 本事業は地区ごとに定めた目標の収支率を上回っていれば、運行経費と収入の差額分について市が補助して運行しているものである。新川地区では、令和4年度実績で収支率が13.5%となっており、目標の10%を上回っているため、事業継続性があるものと認識している。

**(委員)** 地域交通実施に向けた意見交換の概要について

(説明者) 市から町内会へ向け、事業の方向性に関して助言している。

**(委員)** せんだい海手線ループバスについて

(説明者) 運行事業者は株式会社タケヤ交通である。料金は1日乗り放題で大人500円、小学生以下250円となっている。令和5年の夏季限定運行であったが、利用者からは好評であった。

**(委員)** 「地域交通事業におけるみんなで支える路線バスエリア」及び「みんなで育む多様な交通確保エリア」の区分けについて

(説明者) 仙台市交通政策推進協議会で協議の上、エリアを策定しており、策定に至るまでの過程において、沿線の夜間人口密度や日あたりの運行本数、平均乗車密度を基準としているほか、立地適正化計画等の土地利用計画を参考にしている。土地利用計画の見直しがあれば、策定エリアの再検討を行う

可能性がある。

**(委員) 今後の市内民間バス事業者における減便の可能性について**

(説明者) 仙台市の主な民間バス事業者は主に宮城交通株式会社である。市として民間バス事業者を補助するとともに、地域公共交通計画を活用し、現在のダイヤ体制の維持に努めている。

**(委員) 仙台市の仙台M a a S事業について**

(説明者) 仙台M a a Sについては、仙台市が市内民間事業者などをメンバーとする運営委員会を立ち上げ、事業支援を行っている。

**(3) 居心地が良く歩きたくなるまちなかづくりについて**

説明者：山形市まちづくり政策部次長（兼）まちづくり政策課長  
山形市まちづくり政策課 都市計画係長  
山形市まちづくり政策課 街路係長

**ア 居心地が良く歩きたくなるまちなかづくり**

**(ア) 事業の目的・概要**

現在、国内外の多くの都市において、まちなかを車中心から人中心の空間へと転換する取組が進められている。居心地が良く歩きたくなるまちなかづくり（ウォーカブルなまちづくり）を進めることは、人々が憩い、集い、多様な活動を繰り広げられる場づくりにつながる。令和元年6月26日、国土交通省が設置した「都市の多様性とイノベーションの創出に関する懇談会」において、これからのまちづくりの方向性が打ち出された。居心地が良く歩きたくなるまちなかづくりに向けた政策実施のパートナーとして「ウォーカブル推進都市」の募集があり、令和2年3月、山形市はこの募集に賛同し「ウォーカブル推進都市」となった。

山形市では、山形市中心市街地ランドデザインにおいて「歩くほど幸せになるまち」をテーマとし、ウォーカブル事業を市の各施策と連携しながら進めている。市のウォーカブル関連施策の例として、公共交通利便性向上、健康ポイント事業、ウォーキングロード整備、駐車場の適正配置及び消雪道路整備などの取組がある。

居心地が良く歩きたくなるまちなかづくり（ウォーカブルなまちづくり）に関しては、都市の規模、気候など様々な要件で都市ごとに取組が異なる。山形市では中心市街地歩行者空間創出等事業という事業名で公共空間を利活用し、歩行者や来街者の滞在空間創出を検討している。市が目指す「居心地の良さ」とは、近くに日陰やベンチがあり、ひと休みや読書、談笑、飲食が気軽にできる空間をつくることである。大都市に見られる肩がぶつかるような人出ではなく、日常的に自然なコミュニケーションが生まれるような空間づくりを目指している。

## (イ) 事業の進捗状況・効果

山形市は居心地が良く歩きたくなるまちなかづくりを進めるにあたり、歩道のテラス化、歩行者天国、車線減少及び公開空地の高度利用などの様々な社会実験を重ねながら、ウォーカブルな空間の創出に向けて検討している。社会実験で取り組む内容については、官民一緒にウォーカブルな取組を進めていくため、民間主体でできる内容を条件として地域の商店街及び学生と協働で取組を進めている。社会実験における市と商店街の役割として、現状では市が事前調査を実施した上で道路の占有や交通規制、周知広報の取組を行い、商店街が空間の使い方を企画している。将来的には、商店街が現在行政で担っている道路占有、交通規制及び周知広報を含め、民間主体で持続可能な取組となることを目的としている。

## (ウ) 今後の予定・課題等

様々な社会実験を通じて創出されたウォーカブル空間では、多くのコミュニケーションが生まれた。居心地が良く歩きたくなるまちなかづくりの目的として、単に空間を提供するのではなく、空間に対する関係性を生み出し、日常的な市民の「居場所」づくりを進めることが重要である。

### イ 粹七エリア整備事業「粹七 粹な町 七日町」

#### (ア) 事業の目的・概要

本事業の対象エリアには、伝統と風情が感じられる建築物やかつて多数存在していた映画館を中心とした娯楽の文化などが根付いており、このような七日町の風情や情緒あふれる様子を「粹」という言葉で表現し、事業対象エリアを「粹な町 七日町」、略称「粹七」と名付けた。

本事業のポイントは、「小径（こみち）」を整備することである。山形市では「歩くほど幸せになるまち」の実現を掲げ、歩行者の回遊性及び滞在性の向上を推進している。このことから、粹七エリアでも「小径」を整備することにより歩行者中心のまちを目指している。整備する「小径」は、直線だけでなくカギ型の道を取り入れており、角を曲がった先には何があるのだろうと歩行者が自然と奥へ奥へと引き込まれていくようになっている。また、ところどころに、買ったものを食べたり散歩中に休んだりすることができる「余白（広場）」を配置することで、ゆったりと滞在することができる。

七日町地区では、粹七エリアのほかでも道路拡幅事業が進められていたが、粹七エリアではそれらの箇所とは事業の手法が異なっている。これまでの事業エリアは、沿道の土地に奥行きがあったため、道路拡幅後も住居や店舗の再建築が可能であった。一方、粹七エリアは沿道の土地に奥行きがないことや道路拡幅後に不整形な土地が残ってしまうことから、有効な土地利用が困難となり、事業によって七日町が持つ情緒や風情が失われてしまうおそれがある。そこで、粹七エリ

アでは道路拡幅と同時に土地を再配置する手法（沿道整備街路事業）を取り入れている。沿線整備街路事業の最大の特徴は、土地の移動及び入れ替えが簡単にできることである。転出希望者から道路用地として買収した土地を、都市計画道路区域内の残留希望者の土地と玉突きで移動し、何段階かの玉突きによる土地の移動を行うことで、最終的に都市計画道路や区画道路の用地が確保されている。

(イ) 粹七エリア整備事業における地域住民との協議

粹七エリア整備事業では検討部会を設置し、地域住民と協議をしている。小径と広場検討部会では、グループ単位で集まり意見交換をしている。主に、隣接する小径や広場、御殿堰の整備方針、「官地の民間利用」と「私有地の公的利用」における占用、維持管理などに関する事項について協議している。街並み景観検討部会では、粹七エリアの目指す景観像の実現のため、景観デザインのルール、屋外広告物の許可基準、まちづくり協定締結に向けた検討などの事項について協議をしている。

※主な質疑内容等

(委員) 「柔らかい区画整理」事業の開始時期及び選定理由について

(説明者) 山形市では、都市計画道路整備によって生じる未利用地の対策として、「柔らかい区画整理」の一つである沿道整備街路事業を採用している。「柔らかい区画整理」事業については、平成30年に都市のスポンジ化対策として、国土交通省が低未利用地の集約と活用を目的に「小規模で柔軟な区画整理活用ガイドライン」を策定し、令和5年度より「小規模・短期間・民間主導」型の区画整理手法を「柔らかい区画整理」と総称して呼んでいる。

(委員) 事業費の内訳及びコンサルタントの費用並びに関わり方について

(説明者) 事業エリアは地権者からの同意を得られたエリアより事業認可を取得して、段階的に認可範囲を拡大しているため、下記事業費は最大範囲での想定額である。

【事業内容】

事業期間(事業認可予定期間)	R2年度～R9年度(R5年度～R9年度)
施行地区面積(想定)	(事業エリア A1=約1.4ha)
事業手法(補助事業種別)	沿道整備街路事業(都市再生区画整理事業)
施行者	山形市(同意施行者)
事業費(想定)	建昌寺前周辺エリア
公共施設整備費	1,198百万円
移転補償費	2,011百万円
移設補償費	12百万円
法2条2項工事費	210百万円
整地費	220百万円
電線類地下埋設施設整備費	62百万円
工事雑費	69百万円
減価補償金(減価買収)	434百万円
調査設計費	465百万円
計	4,681百万円
関係地権者数(想定)	63名
移転補償対象物件数(想定)	45棟

○土地利用意向調査中であるため、事業内容は現時点での想定

事業費のうち、「調査設計費」がコンサルタントに委託する事業施行に必要な計画、設計及び測量に関する費用となっている。

**(委員) 区画整理事業でランドデザインを描くことができた理由について**

(説明者) 組合施行による区画整理事業の場合は、自治体がランドデザインを描くことは困難であるが、今回の区画整理事業は、同意型の個人施行の区画整理で山形市が施行者となっているため、山形市が主体となって全体を計画している。

**(委員) 区画整理事業でCGを作成して未来図を示し、市民参加で合意形成を図る手法で取り組むことができた理由について**

(説明者) 山形市が実施している沿道整備街路事業は、区画整理事業としての都市計画決定がない任意事業のため、地権者からの同意を前提としている。強制力のない事業であるため、区画整理事業参加の同意を得るためには、将来イメージを共有する必要がある、イメージの共有に有効的であることから、CGによる説明を採用している。都市計画決定に基づく収用事業ではないことから、住民主体の、住民の意向に沿った柔軟な対応が可能である。

**(委員) 区画整理地内の市民の反応及び課題について**

(説明者) 個別ヒアリング及びグループ会議を実施し、実際に商売並びに生活している地権者の意見を取り入れているため、地権者等の関係者は概ね事業へ協力的である。一方で、エリアを維持管理する団体の設立と、エリアマネジメントを行う人材育成の取組が今後の大きな課題である。

**(委員) まちなかづくりの整備等で住民に事業の理解及び協力を得る方法について**

(説明者) 事業計画と換地設計、地権者意向調査を同時に実施していることから、住宅地の場合は、意向調査による地権者の意見を設計に反映させて対応し、事業への理解と協力を得ている。

